

# 福岡県公報

令和3年8月6日  
第 222 号

## 目次

### 告示 (第726号 - 第732号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 3
- 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 3

### 公告

- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録 (林業振興課) ..... 3
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) ..... 3
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
- 第50回採石業務管理者試験の実施 (工業保安課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 5
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ..... 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 6
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 7

海区漁業調整委員会

○ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法の禁止 (漁業管理課) ..... 7

## 告示

### 福岡県告示第726号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年8月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米柳川線	久留米市三漕町玉満2372番1先から 久留米市三漕町玉満4309番先まで

### 福岡県告示第727号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築 県 道		大久保行橋線	前	行橋市大字前田506番1先から 行橋市大字下稗田509番1先まで	7.0 ～ 12.0	59.1
			後	行橋市大字前田506番1先から 行橋市大字下稗田509番1先まで	5.5 ～ 7.5	59.0

---

**福岡県告示第728号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 保安林の所在場所

豊前市大字馬場 453 - 1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第729号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 保安林の所在場所

豊前市大字畑 348 の 1、348 の 15

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第730号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字求菩提 261 の 1

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字求菩提 261 の 1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第731号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除に係る保安林の所在場所

北九州市八幡東区大字尾倉字山ノ神 1446 の3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

公園用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第732号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除に係る保安林の所在場所

北九州市八幡東区大字尾倉字山ノ神 1446 の3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

#### 公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第518号	野口 雅浩	朝倉市大庭503	種穂（採取）種穂（精選）苗木（幼苗の育成）苗木（幼苗以外の苗木の育成）	野口農園	朝倉市大庭503

#### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
----------	------	------

県営下組地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和3年8月6日から 令和3年9月6日まで	うきは市役所
-------------------------------	--------------------------	--------

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
畑土地改良区	令和3年7月26日

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン南行橋
- (2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

本件申請に関して、特段の支障はなく、特記する意見はありません。

### 公告

第50回採石業務管理者試験を次のように実施する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 受験資格

特に制限はない。

#### 2 試験

##### (1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

イ 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

##### (2) 日時及び場所

日 時	場 所
令和3年10月8日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区千代一丁目20番31号 福岡県千代合同庁舎会議室

#### 3 受験手続及び受付期間

##### (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの）1枚及び受験手数料8,100円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

ア 受験票・写真票1部

イ 受験願書及び受験票・写真票の用紙は、工業保安課で配布する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手（1部まで。2部又は3部の場合は140円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験手数料8,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む）

）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和3年8月16日（月曜日）から同年9月10日（金曜日）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、令和3年9月10日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、令和3年10月29日（金曜日）に発表する。発表は、福岡県公報に掲載するほか、各受験者に可否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。

郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市青柳字釜田771番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市日の里九丁目13番地3

安部 洋宏

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市長津三丁目7283番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区長丘三丁目10番9号

株式会社Gleeアセットマネジメント

代表取締役 古賀 正徳

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市行事三丁目539番1 から539番30まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

行橋市行事七丁目24番35号

すえまつ興産株式会社

代表取締役 末松 孝一

公告

柳川南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所

藤木 安夫	柳川市有明町303番地51
堤 英樹	柳川市有明町780番地
松藤 正之	柳川市有明町1400番地 1
森田 軍治	柳川市有明町748番地 3
松藤 茂喜	柳川市有明町2535番地32
園田 義明	柳川市大浜町95番地
吉川 一彦	柳川市大浜町650番地
笠間 時雪	柳川市大浜町934番地 6
梅崎 昭平	柳川市大浜町1349番地 2
山田 國弘	柳川市大浜町1642番地51
山田 和則	柳川市大浜町1642番地 6
山田 政美	柳川市大浜町1108番地 1
阿津坂 益男	柳川市矢留本町470番地 1
龍 利水	柳川市吉富町499番地12
平川 廣一	柳川市佃町1820番地

## 2 退任監事

氏 名	住 所
猿渡 昭光	柳川市大浜町2028番地15
江口 重信	柳川市有明町1175番地
開田 康久	柳川市吉富町499番地10

## 3 就任理事

氏 名	住 所
藤木 安夫	柳川市有明町303番地51
関 正信	柳川市有明町722番地 1
松藤 正之	柳川市有明町1400番地 1

宮川 敏美	柳川市有明町746番地 8
松藤 茂喜	柳川市有明町2535番地32
竹下 秀樹	柳川市大浜町345番地26
吉川 國幹	柳川市大浜町461番地 1
笠間 時雪	柳川市大浜町934番地 6
梅崎 孝敏	柳川市大浜町2028番地40
山田 國弘	柳川市大浜町1642番地51
山田 和則	柳川市大浜町1642番地 6
山田 政美	柳川市大浜町1108番地 1
阿津坂 益男	柳川市矢留本町470番地 1
松尾 利勝	柳川市弥四郎町358番地
山田 利廣	柳川市吉富町499番地 3
平川 廣一	柳川市佃町1820番地

## 4 就任監事

氏 名	住 所
江口 重信	柳川市有明町1175番地
亀崎 忠治	柳川市大浜町1642番地23
藤木 越年	柳川市有明町641番地 1

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
--------	-------

広川土地改良区

令和3年7月26日

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年8月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
大川東部土地改良区	令和3年7月26日

**海区漁業調整委員会****公告**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法の禁止について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。

令和3年8月6日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 江口 猛

## 1 指示する内容

## (1) 禁止する漁法

ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法

## (2) 禁止する区域

福岡県豊前海区海面

## 2 指示期間

令和3年8月15日から令和8年8月14日まで